

目次

前文

第1章 総則

第1節 通則(第1条・第2条)

第2節 区長の責務等(第3条―第13条)

第3節 事業者の責務(第14条)

第4節 区民の責務(第15条)

第2章 再利用等による廃棄物の減量

第1節 区長の減量義務等(第16条―第19条)

第2節 事業者の減量義務等(第20条―第28条)

第3節 区民の減量義務(第29条・第30条)

第3章 廃棄物の適正処理

第1節 通則(第31条―第34条)

第2節 適正処理困難物の抑制(第35条―第37条)

第3節 一般廃棄物の処理(第38条―第52条)

第4節 産業廃棄物の処理(第53条―第55条)

第5節 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置(第56条)

第6節 廃棄物処理手数料(第57条―第64条)

第4章 一般廃棄物処理業(第65条―第71条)

第5章 地域環境の清潔保持(第72条―第76条)

第6章 雑則(第77条―第81条)

第7章 罰則(第82条―第85条)

附則

廃棄物の減量、適正な処理、リサイクルの推進などの諸課題は、単に地域の問題にとどまらず、地球環境を保全し、将来世代に豊かな環境を残すために解決しなければならない大きな課題である。

我々は、この豊かな地球環境とその恵みである限りある資源を、次の世代に引き継いでいくために、あらゆる努力を惜しんではならない。

そのため、区民、事業者、行政の3者は、物の生産、流通、消費、廃棄そして処分に至るあらゆる段階で廃棄物の発生を抑制し、その再利用、資源化の徹底を図り、地域における資源循環型社会の構築を着実に進めていかなければならない。

渋谷区は、地球環境を保全し、将来世代に豊かな環境を残すために、区民、事業者の参加と協力の下に、地域において廃棄物の減量、適正な処理、リサイクルの推進に努め、人間と環境が調和した資源循環型社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される都市の形成を図り、もって区民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

第2節 区長の責務等

(基本的責務)

第3条 区長は、生活環境を保全し、及び公衆衛生を向上させるため、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理を図らなければならない。

2 区長は、廃棄物の処理及び再利用の促進に関する事業の実施に当たっては、作業方法の改善を図る等その能率的な運営をしなければならない。

3 区長は、再利用等による廃棄物の減量及び適正な処理に関する区民、事業者及び区民で構成する団体の自主的な活動に対し、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

4 区長は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する区民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(指導又は助言)

第4条 区長は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理を確保するため、必要と認めるときは、区民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(施策の公開)

第5条 区長は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する施策を常に区民に明らかにしなければならない。

(区民参加)

第6条 区長は、一般廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理について、区民の意見を施策に反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

(審議会の設置)

第7条 廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する基本方針その他の重要な事項を審議するため、渋谷区清掃・リサイクル審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議会の所掌事務)

第8条 審議会は、区長の諮問に応じ、次の事項を調査審議し、答申する。

(1) 廃棄物の処理の基本方針に関すること。

(2) リサイクルの推進に関すること。

(3) その他重要な事項に関すること。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第9条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。ただし、特別の事項を審議する必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の委員の任期)

第10条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の運営)

第11条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(リサイクル等推進員)

第12条 区長は、一般廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に係る熱意と見識を有する者のうちから、リサイクル等推進員(以下「推進員」という。)を委嘱する。

2 推進員は、一般廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する区の施策への協力その他の必要な活動を行う。

(他の地方公共団体との協力等)

第13条 区長は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する事業の実施に当たって、必要と認めるときは、他の地方公共団体との協力を図り、又は他の地方公共団体相互間の調整を図らなければならない。

第3節 事業者の責務

第14条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物の減量を図らなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4 事業者は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理の確保に関し、区の施策に協力しなければならない。

第4節 区民の責務

第15条 区民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用又は不用品の活用等により再利用を図り、その生じた廃棄物となるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めるものとする。

2 区民は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関し、区の施策に協力するものとする。

第2章 再利用等による廃棄物の減量

第1節 区長の減量義務等

(再利用等による減量)

第16条 区長は、資源の分別収集等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、自ら再利用等による廃棄物の減量に努めなければならない。

(リサイクルに関する計画)

第17条 区長は、再利用等による廃棄物の減量を促進するため、リサイクルに関する計画を定めるものとする。
(施設の利用)

第18条 区長は、再利用等に関する区民の自主的な活動を支援するため、再利用の対象となる物の保管等に利用する場所として、業務に支障が生じない範囲内において、区長の管理する施設等を区民の利用に供することができる。

(資源回収業者への協力要請及び支援)

第19条 区長は、再利用を促進するため、資源回収等を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者を支援するよう努めるものとする。

第2節 事業者の減量義務等

(事業系廃棄物の減量)

第20条 事業者は、再利用が可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

(廃棄物の発生抑制等)

第21条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(一部改正…12年65号)

(再利用の容易性の自己評価等)

第22条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

(適正包装等)

第23条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら容器包装等に係る基準を設定する等により、その容器包装等の適正化を図り、廃棄物の発生抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な容器包装等の普及に努め、使用後の容器包装等の回収策を講ずる等により、その容器包装等の再利用の促進を図らなければならない。

3 事業者は、区民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な容器包装等を選択できるよう努めるとともに、区民が容器包装等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第24条 事業用の大規模建築物で区規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者は、再利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、区規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者は、区規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければならない。

4 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物又は敷地内に区規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所(以下「再利用対象物の保管場所」という。)を設置するよう努めなければならない。

5 事業用大規模建築物の占有者は、当該建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し当該建築物の所有者に協力しなければならない。

6 事業用大規模建築物を建設しようとする者(以下「事業用大規模建築物の建設者」という。)は、当該建築物又は敷地内に区規則で定める基準に従い、再利用対象物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該再利用対象物の保管場所について、区規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

第24条の2 事業用大規模建築物のうち事業用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートル以上である建築物の所有者は、4月1日から翌年の3月31日までの期間に当該建築物から排出される事業系一般廃棄物について、その重量(再利用する重量を含む。)に0.8を乗じて得たものの重量以上のものを再利用しなければならない。

(追加…26年51号)

(ごみ減量協力金)

第24条の3 前条の建築物の所有者が、同条の規定による再利用をすることができなかった場合において、区長が特に理由があると認めるときは、当該所有者は、当該再利用に代えて、次項に定めるところにより算出した額をごみ減量協力金として、区に拠出することができる。

(本条追加…26年51号)

- 2 前項のごみ減量協力金の額は、4月1日から翌年の3月31日までの期間に排出された事業系一般廃棄物の重量(再利用した重量を含む。)に0.8を乗じて得たものの重量から、当該期間に再利用した事業系一般廃棄物の重量を減じて得たものの重量1キログラムにつき10円を乗じて得た額とする。

(改善勧告)

第25条 区長は、事業用大規模建築物の所有者が第24条第1項から第3項まで及び第24条の2のいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が第24条第6項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(一部改正…26年51号)

(公表)

第26条 区長は、前条の勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(収集拒否等)

第27条 区長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第25条の勧告に係る措置をとらなかったときは、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止することができる。

(住居用大規模建築物の建設者等の義務)

第28条 住居用の大規模建築物で区規則で定めるもの(以下「住居用大規模建築物」という。)を建設しようとする者(以下「住居用大規模建築物の建設者」という。)は、当該建築物又は敷地内に再利用対象物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、当該建築物の建設者は、当該再利用対象物の保管場所について、区規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

- 2 前項に規定する再利用対象物の保管場所は、区規則で定める基準に適合するものでなければならない。

- 3 区長は、住居用大規模建築物の建設者が前2項の規定に違反すると認めるときは、当該建築物の建設者に対し、期限を定め、再利用対象物の保管場所の設置その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(一部改正…12年65号)

- 4 住居用大規模建築物の所有者は、当該建築物又は敷地内に区規則で定める基準に従い、再利用対象物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

- 5 第1項に規定する建築物の占有者は、当該建築物から排出される再利用の対象となる物を同項に規定する再利用対象物の保管場所に集めなければならない。

第3節 区民の減量義務

(自主的行動)

第29条 区民は、再利用が可能な物の分別を行うとともに、集団回収等による再利用を促進するための区民の自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めるものとする。

- 2 区民は、前項に規定するもののほか、第16条の規定による資源の分別収集等に協力するものとする。

(商品の選択)

第30条 区民は、商品の購入等に当たって、簡易包装がなされている商品、詰め換え可能な商品、繰り返し使用が可能な容器を用いている商品等、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めるものとする。

第3章 廃棄物の適正処理

第1節 通則

(家庭廃棄物の処理)

第31条 区長は、家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、及びこれを運搬する等、適正に処理しなければならない。

(事業系廃棄物の処理)

第32条 事業者は、その事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

(事業者の中間処理義務)

第33条 事業者は、その事業系廃棄物の処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、焼却、油水分離、脱水等の処理(以下「中間処理」という。)を行うことにより、その減量を図らなければならない。

(処理技術の開発)

第34条 事業者は、事業系廃棄物の適正な処理について、自ら又は共同して技術開発を図らなければならない。

第2節 適正処理困難物の抑制

(処理困難性の自己評価等)

第35条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(適正処理困難物の製造等の抑制)

第36条 事業者は、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となる物(以下「適正処理困難物」という。))については、その製造、加工、販売等を自ら抑制しなければならない。

(事業者の下取り等の回収義務)

第37条 区長は、適正処理困難物を指定し、これを公表することができる。

2 前項の適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任でその適正処理困難物を下取り等により回収しなければならない。

3 区民は、前項の事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力するものとする。

4 区長は、第2項の事業者が適正処理困難物を回収しないと認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、回収するよう命ずることができる。

第3節 一般廃棄物の処理

(処理の計画)

第38条 区長は、区規則で定めるところにより、一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、これを告示するものとする。

2 一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。

(処理)

第39条 区長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物を処理しなければならない。

2 区長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の処理を行うものとする。

3 前2項に規定する一般廃棄物の処理の基準は、区規則で定める。

(計画遵守義務等)

第40条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下この章、第78条及び別表において「占有者」という。)は、その土地又は建物内の家庭廃棄物を可燃物、不燃物等に分別し、各別の容器に収納して区規則で定める排出場所(以下「排出場所」という。)に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

(一部改正…28年24号)

2 占有者は、家庭廃棄物を収納する容器(これによりがたい場合は区規則に定める袋)について、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発散しないようにするとともに、当該容器及び当該容器を持ち出しておく排出場所を常に清潔にしておかなければならない。

(一部改正…28年24号)

(収集又は運搬の禁止等)

第40条の2 区長及び区長が指定する者以外の者は、排出場所に存する廃棄物のうち、区規則で定める廃棄物について、これを収集し、又は運搬してはならない。

(本条追加…28年24号)

2 区長は、前項の規定に違反して、収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう命令することができる。

3 前項の規定による命令については、渋谷区行政手続条例(平成9年渋谷区条例第6号。以下「行政手続条例」という。)第3章の規定は、適用しない。

(粗大ごみの排出方法)

第41条 占有者は、粗大ごみ(区民の日常生活に伴って生じた不要とされた耐久消費財を中心とする比較的大型の固形廃棄物をいう。以下同じ。)を排出するときは、区規則で定める廃棄物処理手数料の額に応じた枚数の第58条第1項の有料粗大ごみ処理券を添付しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物等の排出方法)

第42条 事業者は、区長の収集及び運搬する事業系一般廃棄物(動物の死体及びし尿を除く。)又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を容器で排出するときは、容器に収納する容量に、袋で排出するときは収納する袋の容量に相当する第59条第1項の有料ごみ処理券を添付しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるとき、又は臨時に排出するときは、区長の指示に従わなければならない。

(排出禁止物)

第43条 占有者は、区長が行う家庭廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性の物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物

- (6) 前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物
- 2 占有者は、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を図るため、区長が行う家庭廃棄物の収集に際して、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)に規定する特定家庭用機器廃棄物を排出してはならない。
(追加…12年65号)
- 3 占有者は、前2項に掲げる家庭廃棄物を処分しようとするときは、区長の指示に従わなければならない。
(一部改正・1項繰下…12年65号)
(動物の死体)
- 第44条 占有者は、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、遅滞なく区長に届け出て、その指示に従わなければならない。
(改善命令等)
- 第45条 区長は、占有者が第40条の規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。
(事業者の処理)
- 第46条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、第39条第3項に規定する区規則で定める処理の基準に従わなければならない。
(事業系一般廃棄物保管場所の設置)
- 第47条 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。
- 2 前項の保管場所は、区規則で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第1項の保管場所に集めなければならない。
(事業者に対する中間処理等の命令)
- 第48条 区長は、事業者に対し、特に必要があると認めるときは、その事業系一般廃棄物をあらかじめ中間処理して排出するよう命ずることができる。
- 2 区長は、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を可燃物、不燃物等に分別して排出するよう命ずることができる。
(事業者に対する運搬等の命令)
- 第49条 区長は、区規則で定める量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、その事業系一般廃棄物を運搬し、又は処分するよう命ずることができる。
(一般廃棄物管理票)
- 第50条 区規則で定める事業者は、事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設に運搬する場合には、区規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の種類、排出場所等を記載した一般廃棄物管理票を当該施設の管理者に提出しなければならない。
- 2 前項の事業者は、事業系一般廃棄物を他人に委託して区長の指定する処理施設に運搬させる場合には、当該受託者に同項の一般廃棄物管理票を交付しなければならない。
- 3 前項の受託者は、その受託した事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設に運搬する場合には、同項の一般廃棄物管理票を当該施設の管理者に提出しなければならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、一般廃棄物管理票の回付その他必要な事項は、区規則で定める。
(改善命令等)
- 第51条 区長は、事業者が第46条又は第47条の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。
(準用)
- 第52条 第39条第1項、第40条及び第43条から第45条までの規定は、事業系一般廃棄物の処理について準用する。
- 第4節 産業廃棄物の処理
(一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物)
- 第53条 区長は、一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理を行うことができる。
- 2 区長は、前項に規定する一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理について、一般廃棄物処理計画に含めるものとする。
(処理命令)
- 第54条 区長は、一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者に対し、その産業廃棄物の保管、運搬又は処分を命ずることができる。
(準用)
- 第55条 第39条、第40条、第45条、第47条、第48条及び第51条(第46条の規定に違反したことによる改善命令等に係るものを除く。)の規定は、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理について準用する。
- 第5節 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置

第56条 区規則で定める大規模建築物を建設しようとする者(以下「大規模建築物の建設者」という。)は、当該建築物又は敷地内に廃棄物の保管場所及び保管設備(以下「保管場所等」という。)を設置しなければならない。この場合において、大規模建築物の建設者は、当該保管場所等について、区規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

2 前項に規定する保管場所等は、区規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 区長は、第1項に規定する保管場所等について、大規模建築物の建設者が前2項の規定に違反すると認めるときは、当該大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

4 第1項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される一般廃棄物を同項に規定する保管場所等に集めなければならない。

第6節 廃棄物処理手数料

(廃棄物処理手数料)

第57条 区長は、家庭廃棄物(動物の死体及びし尿を除く。以下この項において同じ。)の収集及び運搬をしたとき(粗大ごみの場合にあっては、収集及び運搬をするとき。)は、1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者又は粗大ごみその他の家庭廃棄物を臨時に排出する占有者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

2 区長は、事業系一般廃棄物(動物の死体及びし尿を除く。)又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の収集及び運搬をするときは、これらの廃棄物を排出する事業者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

(一部改正…24年46号)

3 区長は、事業者が事業系一般廃棄物(動物の死体及びし尿を除く。)又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を区長の指定する最終処分場に運搬したときは、その事業者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

4 区長は、別表に掲げる廃棄物の重量を基準にして算定する廃棄物処理手数料について、重量を基準にして算定することが著しく実情に合わないとき、区規則で定めるところにより、重量以外の基準により算定することができる。

5 既に納付した廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(有料粗大ごみ処理券の交付)

第58条 区長は、前条第1項の粗大ごみの廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者に有料粗大ごみ処理券を交付する。

2 有料粗大ごみ処理券に関し必要な事項は、区長が定める。

(有料ごみ処理券の交付)

第59条 区長は、第57条第2項の廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者に有料ごみ処理券を交付する。

(一部改正…24年46号)

2 有料ごみ処理券に関し必要な事項は、区長が定める。

(動物死体処理手数料)

第60条 区長は、第44条(第52条において準用する場合を含む。)の規定による届出に従い動物の死体を処理したときは、占有者又は事業者から別表に掲げる動物死体処理手数料を徴収する。

(手数料の減免)

第61条 区長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第57条の廃棄物処理手数料又は前条の動物死体処理手数料を減額し、又は免除することができる。

(督促)

第62条 第57条の廃棄物処理手数料又は第60条の動物死体処理手数料を納期限までに納付しない者があるときは、納期限経過後20日以内に区規則で定める督促状を発行して督促する。

2 前項の督促状には、その発行の日から15日以内において納付すべき期限を指定する。

(延滞金の額及び徴収方法)

第63条 前条の規定による督促をした場合においては、当該手数料の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額(1,000円未満の端数があるとき、又は2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(督促状に指定する期限までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

2 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(延滞金額の減免)

第64条 第57条の廃棄物処理手数料又は第60条の動物死体処理手数料を納付すべき者が、災害その他やむを得ない理由により納期限までに納付できなかったときは、前条の規定による延滞金額を減額し、又は免除することができる。

第4章 一般廃棄物処理業

(業の許可)

第65条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、区規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他区規則で定める者については、この限りでない。

2 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、区規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他区規則で定める者については、この限りでない。

3 区長は、前2項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、前2項の許可をしてはならない。

(1) 区長による一般廃棄物の収集、運搬又は処分が困難であること。

(2) その申請の内容が、一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

(3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして区規則で定める基準に適合するものであること。

(4) 申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。)が次のいずれにも該当しないこと。

ア 法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれかに該当する者

イ この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ この条例の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続条例第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

エ この条例の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続条例第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に区規則で定める一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

オ エに規定する期間内に区規則で定める一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出があった場合において、エの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

カ その他区規則で定める者

(一部改正…15年30号・28年24号)

4 第1項又は第2項の許可は、1年を下らない区規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

(追加…15年30号)

6 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(追加…15年30号)

7 第1項又は第2項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(2項繰下…15年30号)

8 区長は、第1項又は第2項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

(2項繰下…15年30号)

(業の変更の許可)

第66条 前条第1項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)又は同条第2項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処分業者」という。)は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、区規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。

2 前条第3項及び第7項の規定は、前項の許可について準用する。

(一部改正…15年30号)

(処理基準)

第67条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、第39条第3項に規定する区規則で定める基準に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

(遵守義務)

第68条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可証を事務所又は事業所に備え置き、許可の内容が明らかになるようにしておくこと。

(2) 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

(事業の停止命令等)

第69条 区長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止又は区長の指定する処理施設への搬入の禁止を命ずることができる。

(一部改正…12年65号・15年30号)

(1) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

(追加…12年65号)

(2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第65条第3項第3号に規定する基準に適合しなくなったとき。

(追加…12年65号)

(3) 第65条第7項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

(追加…12年65号、一部改正・1号繰上…15年30号)

(許可の取消し)

第69条の2 区長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

(本条追加…15年30号)

(1) 第65条第3項第4号アに該当するに至ったとき。

(2) 前条の規定による事業の停止命令に違反したとき。

(3) 法第7条の3第1号に該当し情状が特に重いとき。

2 区長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 第65条第3項第4号イからカまでのいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 前条第1号に該当するとき(前項第3号に該当するときを除く。)。

(3) 前条第2号又は第3号のいずれかに該当するとき。

(許可証の再交付)

第70条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、区規則で定めるところにより、直ちに区長に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可手数料)

第71条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。ただし、他のいずれかの特別区において一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であって、区長の指定する処理施設への搬入のみを業とする許可を受けようとするものは、この限りでない。

(一部改正…17年81号)

(1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者(第3号に掲げる者を除く。) 1万5,000円

(一部改正…17年81号)

(2) 一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者(第4号に掲げる者を除く。) 1万5,000円

(一部改正…17年81号)

(3) 一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者 1万円

(追加…17年81号)

(4) 一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者 1万円

(追加…17年81号)

(5) 一般廃棄物収集運搬業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 1万円

(2号繰下…17年81号)

(6) 一般廃棄物処分業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 1万円

(2号繰下…17年81号)

(7) 許可証の再交付を受けようとする者 3,000円

(2号繰下…17年81号)

第5章 地域環境の清潔保持

(地域の生活環境)

第72条 土地又は建物を占有し、又は管理する者は、その土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

(公共の場所の清潔保持)

第73条 何人も、公園、広場、道路その他の公共の場所を汚してはならない。

2 公園、広場、道路その他の公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物(以下「宣伝物等」という。)を配布し、又は配布させた者は、その宣伝物等が散乱した場合においては、速やかに当該宣伝物等の清掃を行わな

ればならない。

- 3 土木工事、建築工事その他の工事に伴って土砂、がれき、廃材等(以下「土砂等」という。)を生じさせる者は、土砂等を適正に管理して、道路その他の公共の場所に土砂等が飛散し、及び流出しないようにしなければならない。

(公共の場所の管理者の責務)

第74条 前条第1項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所に公衆便所及び公衆用ごみ容器を設ける等その清潔を保ち、かつ、みだりに廃棄物が捨てられないように適正に管理しなければならない。

(空き地の管理)

第75条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないように、その周囲に囲いを設ける等適正に管理しなければならない。

- 2 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

(改善命令等)

第76条 区長は、前3条のいずれかの規定に違反することにより、生活環境を著しく害していると認められる者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

第6章 雑則

(市街地開発事業における処理施設)

第77条 区規則で定める大規模な市街地開発事業を行おうとする者は、当該市街地開発事業の計画の策定に当たっては、当該市街地開発事業の区域から生ずる廃棄物を適正に処理するため、当該市街地開発事業の区域に廃棄物の処理施設を確保する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 前項に規定する者は、当該市街地開発事業の計画の策定に当たっては、あらかじめ、当該市街地開発事業の区域から生ずる一般廃棄物の適正な処理方法等について、区長に協議しなければならない。

(報告の徴収)

第78条 区長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第79条 区長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(廃棄物管理指導員)

第80条 前条第1項の規定による立入検査並びに廃棄物の減量及び処理に関する指導の職務を担当させるため、区規則で定めるところにより、廃棄物管理指導員を置く。

(委任)

第81条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

第7章 罰則

第82条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第37条第4項の規定による命令に違反した者
- (2) 第40条の2第2項の規定による命令に違反した者
(追加…28年24号)
- (3) 第48条(第55条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
(1号繰下…28年24号)
- (4) 第51条(第55条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
(1号繰下…28年24号)
- (5) 第56条第3項の規定による命令に違反した者
(1号繰下…28年24号)

第83条 第45条(第52条及び第55条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第84条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第56条第1項の規定による届出をしなかった者
- (2) 第68条の規定に違反した者

第85条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、附則第7項の規定は、公布の日から施行する。
(処分、申請等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前に東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成4年東京都条例第140号。以下「都条例」という。)の規定により東京都知事がした許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの条例の施行の際現に東京都知事に対して行っている許可の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、区長のした処分等の行為又は区長に対して行った申請等の行為とみなす。
- 3 この条例の施行前に都条例の規定により東京都知事に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについて、施行日以後において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、区長に対して報告、届出その他の手続がされていないものとみなして、この条例の相当規定を適用する。
(有料粗大ごみ処理券等に関する経過措置)
- 4 この条例の施行前に都条例第58条の2又は第58条の3の規定により、東京都知事が交付した有料粗大ごみ処理券又は有料ごみ処理券については、施行日以後3月の間は、区長が収集及び運搬する廃棄物に添付するものに限る、第58条又は第59条に基づき区長が交付したものとみなす。
(延滞金の割合の特例)

- 5 当分の間、第63条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(一部改正…25年31号)

(一般廃棄物処理業の許可手数料の特例)

- 6 一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者又は一般廃棄物処理業者で、その事業の範囲を変更しようとするものに係る許可手数料について、施行日以後6年の間、区長は、区規則で定めるところにより、第71条第1号から第4号までに定める許可手数料を減額し、又は免除することができる。
(準備行為)

- 7 この条例の施行に関して必要な事務手続等は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成12年条例第65号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第69条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年条例第30号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第81号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の別表1の表2の項に規定する有料ごみ処理券に係る廃棄物処理手数料をあらかじめ納付し、有料ごみ処理券を交付された場合において、当該有料ごみ処理券を添付して排出した第57条第2項に規定する廃棄物(以下単に「廃棄物」という。)を、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後1月の間に収集及び運搬するときに限り、改正後の別表1の表2の項に規定する有料ごみ処理券に係る廃棄物処理手数料をあらかじめ納付したものとみなす。
- 3 改正後の別表1の表2の項に規定する廃棄物処理手数料に係る有料ごみ処理券は、施行日以後に収集及び運搬を行う廃棄物に添付する場合に限り、施行日前に交付することができる。
- 4 改正後の別表1の表3の項に規定する粗大ごみに係る廃棄物処理手数料は、施行日以後に申込みを受けた粗大ごみの収集及び運搬に係る廃棄物処理手数料について適用し、施行日前に申込みを受けた粗大ごみの収集及び運搬に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成24年条例第46号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の別表1の表2の項に規定する有料ごみ処理券に係る廃棄物処理手数料をあらかじめ納付し、有料ごみ処理券を交付された場合において、当該有料ごみ処理券を添付して排出した第57条第2項に規定する廃棄物を、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後1月の間に収集及び運搬するときに限り、改正後の別表1の表2の項に規定する有料ごみ処理券に係る廃棄物処理手数料をあらかじめ納付したものとみなす。
- 3 改正後の別表1の表3の項に規定する粗大ごみに係る廃棄物処理手数料は、施行日以後に申込みを受けた粗大ごみの収集及び運搬に係る廃棄物処理手数料について適用し、施行日前に申込みを受けた粗大ごみの収集及び運搬に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成25年条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の附則第5項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成26年条例第51号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第24条の2及び第24条の3の規定は、平成27年4月1日以後に排出される事業系一般廃棄物について適用する。

- 3 改正後の第24条の2の規定の適用については、当分の間、同条中「1万平方メートル以上」とあるのは、「3万平方メートル以上」とする。

附 則(平成28年条例第24号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第82条の改正規定は、同年7月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第54号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の別表1の表2の項に規定する有料ごみ処理券に係る廃棄物処理手数料をあらかじめ納付し、有料ごみ処理券を交付された場合において、当該有料ごみ処理券を添付して排出した第57条第2項に規定する廃棄物を、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後1月の間に収集及び運搬するときに限り、改正後の別表1の表2の項に規定する有料ごみ処理券に係る廃棄物処理手数料をあらかじめ納付したものとみなす。

- 3 改正後の別表1の表3の項に規定する粗大ごみに係る廃棄物処理手数料は、施行日以後に申込みを受けた粗大ごみの収集及び運搬に係る廃棄物処理手数料について適用し、施行日前に申込みを受けた粗大ごみの収集及び運搬に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則(令和4年条例第53号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の別表1の表2の項に規定する有料ごみ処理券に係る廃棄物処理手数料をあらかじめ納付し、有料ごみ処理券を交付された場合において、当該有料ごみ処理券を添付して排出した第57条第2項に規定する廃棄物を、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後1月の間に収集及び運搬するときに限り、改正後の別表1の表2の項に規定する有料ごみ処理券に係る廃棄物処理手数料をあらかじめ納付したものとみなす。

- 3 改正後の別表1の表3の項に規定する粗大ごみに係る廃棄物処理手数料は、施行日以後に申込みを受けた粗大ごみの収集及び運搬に係る廃棄物処理手数料について適用し、施行日前に申込みを受けた粗大ごみの収集及び運搬に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

- 4 改正後の別表2の表に規定する動物死体処理手数料は、施行日以後に届出を受けた動物の死体に係る動物死体処理手数料について適用し、施行日前に届出を受けた動物の死体に係る動物死体処理手数料については、なお従前の例による。

別表 廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料(第57条、第60条関係)

1 廃棄物処理手数料

区分	手数料
1 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10キログラムを超える量1キログラムにつき 46円
2 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1キログラムにつき 46円 ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルまでごとに 87円(45リットルのとき

	は、391円)
3 臨時に排出する占有者	1キログラムにつき 46円 ただし、粗大ごみについては、3,200円を限度として 品目別に区規則で定める。
4 区長の指定する最終処分場に運搬した事業者	1キログラムにつき 9円50銭

(一部改正…19年36号・24年46号・28年54号・4年53号)

2 動物死体処理手数料

動物の死体 1頭につき 3,000円

(一部改正…4年53号)